

東京文化会館・京都会館の改修工事背景に関する比較研究

正会員 山田 裕史 *1
 同 砂川 慎吾 *2
 同 山名 善之 *3

改修工事背景 比較 老朽化
 要求の変化 法改正

1. 研究背景及び目的

現在、西欧諸国ではモダニズム建築の保存活動が活発化しており、docomomo^{註1)} Japanの活動に見られるように同様の傾向は日本国内においても広がりを見せている。近現代建築においては、保存の議論の前に保全の問題に取り組むことは重要であり、現在保全計画の方法論の確立が急務とされている。

前川國男建築設計事務所設計による東京文化会館(以下TBKとする)と京都会館(以下KKとする)は、一定の評価を得たモダニズム建築であり^{註2)}、竣工後40年余りにわたり維持保全されてきた。両建築は竣工時期・規模・用途などにおいて類似点が多いものの、良好な維持保全活動に対して与えられるBELCA賞を受賞したTBKに対し^{註3)}、KKは大規模な改修が検討されているが^{註4)}、現状において必ずしも良好な維持保全がなされているとは言えない。

本研究では、両建築で行われた改修工事に着目し、維持保全の好事例とされるTBKにおける改修工事とKKにおける改修工事の背景の比較を行い、KKにおける保全計画方針の一端を見出すことを目的とする。

2. 対象概要

TBK及びKKの竣工当時の概要を(表1)に示す。設計者が同じであり、また着工・竣工時期、建築面積及びメインホール(第一ホール・大ホール)の客席数が類似しているのに対し、所在地、構造、小ホールの客席数及び用途、音響設計者、外部仕上げなどが異なる点である。

表1 対象概要 ■は類似点

	東京文化会館	京都会館
所在地	台東区上野公園6-45	京都市左京区岡崎公園13
着工時期	1958年12月	1958年7月20日
竣工時期	1961年3月6日	1960年3月31日
設計者	前川國男建築設計事務所 横山建築構造設計事務所	前川國男建築設計事務所 横山建築構造設計事務所
音響設計	東大生産技研・石井研究室	NHK技術研究所
舞台機構・照明設計	穴沢喜美男	穴沢喜美男
建築主	東京都	京都市
施工者	清水建設	大成建設
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
外部仕上げ	打放し/大理石打込PC	質タイル積仕上げ/打放し
敷地面積	19558.9	16852.5
建築面積	7459.5	7779.1
延床面積 ^{註5)}	21234.2	15579
舞台面積(大・第一ホール)	396	322
舞台面積(小・第二ホール)	24	203
客席数(大・第一ホール)	2327席	2500席
客席数(小・第二ホール)	660席	1200席
主用途(大・第一ホール)	主として音楽(オペラ・クラシック・バレエ)	音楽
主用途(小・第二ホール)	会議場・室内楽	演劇

3. 研究方法

3-1. 改修事例の抽出

TBK及びKKにおいて竣工時から2002年度までに行われた改修工事を事業概要書^{註6)}の事例をもとに抽出する。

3-2. 改修背景の調査・分類

抽出された改修工事に対しヒアリング^{註7)}、起工回議書^{註8)}、施工決定書^{註9)}をもとに改修背景を分類する。

3-3. 改修背景の比較分析

3-2で分類された改修背景ごとに両建築の改修内容とその背景の比較検討を行う。

4. 研究内容及び考察

4-1. 改修事例の抽出結果

TBKについて68件、KKについて54件の改修事例が確認できた。またTBKでは、1980、85、86、89、93年度の5回の改修工事のための予備調査^{註10)}が確認できたのに対し、KKにおける予備調査は確認できなかった。

4-2. 改修背景の調査・分類結果(表2)

4-1で抽出された改修工事についてその背景を調査した。物理的な老化、劣化により行われた改修を《老朽化による改修》、管理者^{註11)}・出演者^{註12)}・利用者^{註13)}の要求の変化に応えるために行われた改修を《要求の変化による改修^{註14)}》、法律及び条例の改正により行われた改修を《法改正による改修》と定義し、改修背景を3種類に以下表2のように分類を行った。

表2 東京文化会館・京都会館改修工事抽出及び分類(一部)

東京文化会館	老朽化	要求の変化	法改正
67ターボ冷凍機：クーリングタワー式に切替			
69大ホール客席椅子張替			
98フライ下部改修			
98エントランス自動ドア設置			
98女子トイレの増設			
01大ホールテラス階段設置			
02大ホールテラスカフェ設置			
京都会館	老朽化	要求の変化	法改正
70舞台床張替			
74第2ホール身障者用便所			
00第一ホールエレベーター設置			
01吊り物制御盤改修			
01低圧配電盤改修			
01会議場棟2階便所改修			
02第2ホール音響設備改修			

4-3. 改修背景比較分析結果

4-3-1. 老朽化による改修の検討(図1)

改修内容の比較

老朽化による改修は、TBK・KKともにほとんどの工事が竣工後約20年を経過した1980年度以降に実施されていることが分かる。TBKにおいては、1998年度に集中的に工事が行われている。一方KKの改修は各年度に分散しており、まとまった改修は行われていない。各年度の改修内容は、TBK・KKともに竣工後10年前後に消耗品^{註15)}に関わる改修が行われている。また、TBKにおいては竣工後約20年及び40年後に躯体に関わる改修が行われているが、KKでは同様の工事は行われていない。

考察

消耗品に関しては、自主的・日常的な維持管理がなされているため、TBK・KKの改修工事の時期及び内容には違いは生じていない。一方、躯体に関わる改修が見逃されていることの要因として、ホールの使用に影響がなく、改修の直接的な動機となりにくいこと、KKにおいては予備調査を実施していないことの2つが考えられる。

4-3-2. 要求の変化による改修の検討(図2)

改修内容の比較

要求の変化による改修においては、TBKでは1998年度の大改修による工事件数が突出していることが分かる。KKでは全体を通して各年度ごとに分散していることが読み取れる。1970年代においては、TBK・KKともに音響改修が管理者の要求の変化に応じた工事として行われている。また1980年代においては、TBK・KKともに舞台機構・舞台設備など、出演者の要求の変化に応じた改修工事が増えてくる。さらに1990年代においては、TBKで出演者及び利用者の要求の変化に応じた改修が行われているが、KKでは確認できなかった。

考察

要求の変化は、要求の主体者別に管理者、出演者、利用者の順に受け入れられていく傾向が見られる。このことは、改修工事の発注者でもある管理者の要求の変化は反映されやすいが、直接工事に関わらない出演者及び利用者の要求の変化は反映されにくいと推察される。TBKにおいて、出演者や利用者の要求の変化が改修に至った要因として、要求を明確化するため周辺ホール調査や議論会^{註16)}といった予備調査の実施があげられる。KKでは、東京と同様に京都の周辺ホールの状況^{註17)}が変化しており(図4)、この変化にいかに対応していくかが今後の課題と言える。

4-3-3. 法改正による改修の検討(図3)

改修内容の比較

法改正による改修工事件数は老朽化・要求の変化による改修の件数に比べ少ないことが分かる。1977年の消防法改正による改修工事はTBK・KKが同様の対応をしており、違いは見られなかった。一方1994年施行のハートビル法に対する改修工事の違いとしてはエレベーター設置工事の有無があげられる。

考察

消防法による改修においては、法の強制力が強いこと、改修に違いが見られなかったと考えられる。またハートビル法による改修において見られた違いは、それぞれの建築における対応が異なるためである。しかしその違いは、そもそも法により行われる改修であり、改修計画による違いではないと言える。よって、法によるものは改修計画には考慮しにくい。

5. まとめ(図5)

TBKとKKの比較により、老朽化による改修には周期があること、要求の変化による改修では経年とともに要求主体の移行を読みとることができた。またTBKにおいてのみ躯体に関する改修、利用者による要求の変化に応じた改修が見られた。

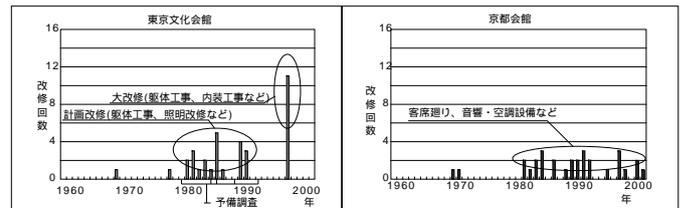


図1 老朽化による年度別改修件数(TBK:35件, KK:30件)

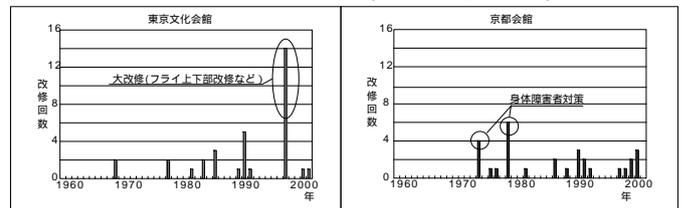


図2 要求の変化による年度別改修件数(TBK33件, KK:29件)

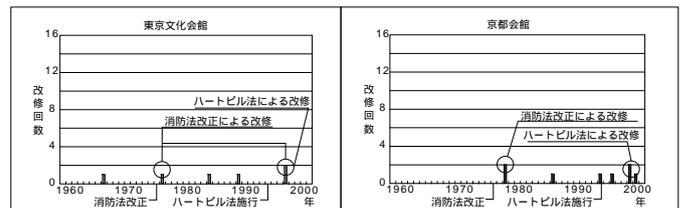


図3 法改正による年度別改修件数(TBK:6件, KK:8件)

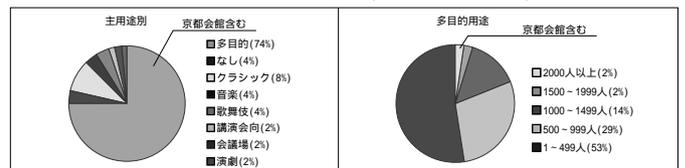


図4 京都府周辺ホール割合

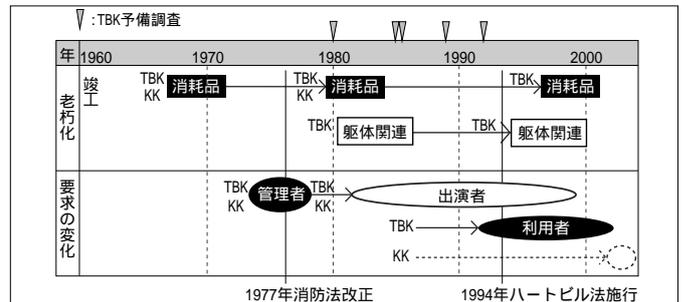


図5 改修工事の流れ

この違いは予備調査の影響と考えられる。法改正による改修に関しては強制力が強く、自主的な改修計画の中で考慮することは難しいことがわかった。

以上より、KKの今後の保全計画として、TBKと同様に躯体の老朽化が予想されるため、躯体に関わる改修を視野に入れた専門的な調査を行うこと、利用者の要求の変化を把握することがあげられる。

謝辞:本研究の情報・資料提供にご協力頂いた前川建築設計事務所、東京文化会館、京都文化会館の方々に深謝の意を表します。

脚注:註1)モダン・ムーブメント(近代運動)やその理論的基礎であるモダニズム(近代主義)に歴史的価値を認め、それにかかわる建物や資料を保存する意義を訴えることを目的とする国際組織。註2)東京文化会館は1962年度に日本建築学会賞・建設業協会賞を受賞、京都文化会館は1961年度に日本建築学会賞・建設業協会賞を受賞している。註3)第4回BELCA賞ロングライフ部門、平成7年度受賞。註4)京都文化会館50周年に向けて大規模改修を行ったため、京都文化会館の改修担当者により調査が進められている。註5)関口×興行社とする。註6)文化事業報告書(東京都)(TBK所蔵)、京都市事業概要(KK所蔵)註7)東京文化会館、京都文化会館、前川建築設計事務所において改修担当者へヒアリングを行った。註8)TBK所蔵。註9)KK所蔵。註10)5回の予備調査は前川建築設計事務所によるものである。註11)館を管理運営する側の人。註12)演者、出演者など雇い主の側の人。註13)観客。雇い主物を見る側の人。註14)館管理者・出演者・利用者という主体を通して見られる。要求の変化とする。註15)設備、躯体とは異なり、舞台床、客席など使うにつれ劣化するもの。註16)東京文化会館改修計画検討分科会においての意見交換による。註17)日本音楽家協会HP、全国ホール名鑑(全国ホール各種、平成8年版)全国ホール協会(1996年)により調査した、京都府のホール76件のうち、客席数・竣工年・主用途全てが分かったもののみを抽出した結果、56件のホールが確認できた。京都府ではKKと同様に多目的ホールが最も多く、そのなかで客席数が2000席以上のホールは2%であった。

*1 東京理科大学大学院工学研究科 修士課程
*2 東京理科大学大学院工学研究科 修士課程
*3 東京理科大学工学部建築学科専任講師 PhD

Graduate Student, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Tokyo Univ. of Science
Graduate Student, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Tokyo Univ. of Science
Lecturer, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Tokyo Univ. of Science, PhD